

重 要

子育てグリーン住宅支援事業 各区分の申請受付終了時の取扱いについて

子育てグリーン住宅支援事業（以下、「本事業」という）は、新築住宅とリフォームの区分に応じて予算が設定されております。また、新築住宅については、GX 志向型住宅と長期優良住宅・ZEH 水準住宅の区分に応じて予算が設定されています。

各区分に対する補助金申請額※が各区分における予算上限額(100%)に達し次第、交付申請（予約を含む。以下同じ。）の受付を終了します。各区分における受付終了時の取扱いは、以下の通りとします。

※ 交付申請（条件付き交付申請を含む）および交付申請の予約が提出された総額（審査中のものも含む）

(1) 各区分の申請受付の終了について

本事業は、各区分に対する補助金申請額が各予算上限額(100%)に達し次第、予算上限額に達した区分における交付申請の受付を終了（以下、「受付終了」という）します。（予算上限に達した時点で、ポータルにおいて当該予算に対する交付申請が提出できなくなります。）

なお、補助金申請額が予算上限に達していない区分においては、引き続き交付申請を提出することができます。（上限に達していない区分における予算の一部が、上限に達した区分の予算へ充当されることはありません。）

交付申請を行い、申請が受け付けられた場合の留意点を以下に示します。

《既に交付申請（予約を含む。以下同じ。）が受け付けられたグリーン住宅支援事業者の方へ》

- 交付申請の予約を提出したグリーン住宅支援事業者（以下、「事業者」という）は、当該予約の有効期間内までに、交付申請を行ってください。（予約が承認された場合、受付終了後も交付申請の提出を行うことができます。）
- 提出した交付申請の内容および書類に不備・不足等がある場合、事務局は訂正期限を設定して不備の訂正を求めます。訂正期限を超過した場合、交付申請を却下します。
- 受付終了後に、予約における有効期限の超過や、交付申請における不備訂正期限の超過、その他の事由により、却下された交付申請は、再提出ができないため、交付決定を受けることはできません。
- 交付決定を受けるためには、**2026 年 1 月 31 日**までに全ての不備を解消する必要があります。
- 新築住宅において、交付申請時点で一定以上の出来高の工事が完了していない場合、**2026 年 1 月 31 日**までに当該出来高の工事を完了し、その旨を報告（完了報告の提出でも可）する必要があります。2026 年 1 月 31 日までに一定以上の出来高の工事完了の報告が確認できなかった場合、事務局は当該交付申請を却下し、既に交付決定されている場合は、当該交付決定を取り消します。
- 交付決定を受けた新築住宅は、所定の期限までに完了報告の提出が必要です。当該期限までに完了報告の提出を行わない場合、事務局は事業者にも補助金の返還を求めます。

(2) 各区分の予算執行状況・申請受付の公表について

- 各区分の予算執行状況は、本事業 (<https://kosodate-green.mlit.go.jp/>) のホームページ上で、午前 0 時時点の状況を、その日の午前中に公表しています。
- 各区分の予算上限に達した日時は、本事業のホームページ上で公表を行います。

(3) 住宅省エネ 2025 キャンペーンについて

- 住宅省エネ 2025 キャンペーンの各事業はそれぞれに予算が設定されています。事業ごとに補助金申請額が予算上限額(100%)に達し次第、交付申請の受付を終了することとしています。例えば、住宅省エネ 2025 キャンペーンの各事業のうち子育てグリーン住宅支援事業の各区分で受付終了した場合でも、先進的窓リノベ 2025 事業、給湯省エネ 2025 事業および賃貸集合給湯省エネ 2025 事業における予算執行が予算上限に達していない場合、先進的窓リノベ 2025 事業、給湯省エネ 2025 事業、賃貸集合給湯省エネ 2025 事業へは交付申請を行うことができます。
- なお、ワンストップ申請について、子育てグリーン住宅支援事業のリフォームで受付終了した場合でも、先進的窓リノベ 2025 事業、給湯省エネ 2025 事業および賃貸集合給湯省エネ 2025 事業における補助金申請額が予算上限額(100%)に達していない場合、先進的窓リノベ 2025 事業、給湯省エネ 2025 事業、賃貸集合給湯省エネ 2025 事業のワンストップ申請を行うことができます(遅くとも 2025 年 12 月 31 日まで)。

(4) その他注意事項

- ※ 申請者間の公平を期するため、提出された交付申請において、必要書類の不足・添付間違い等が著しい場合、事務局は受付を却下する場合があります。
- ※ 申請期間の終了間際は、アクセスが集中し、通信が不安定になることがあります。時間に余裕を持って交付申請を行ってください。事務局は、インターネット回線の切断、混雑、通信業者の業務中断等、事務局の重過失によらない事故等による申請者および第三者の損失に一切責任を負いません。
- ※ 受付終了したことにより生じるいかなる損失についても、国および事務局は一切の責任を負いません。
- ※ 交付申請の提出状況により、通常より審査に時間を要することがあります。

以上

◆子育てグリーン住宅支援事業事務局◆

《ホームページ》

<https://kosodate-green.mlit.go.jp/>

《お問い合わせ》

住宅省エネ 2025 キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

0570-022-004 (IP 電話等の方: 03-6629-1601)

* 9:00~17:00 / 土・日・祝日含む

* 通話料がかかります